

神奈川県監査委員公表第17号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成26年11月28日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香 積 衛
同 長 峯 德 衛
同 古 沢 時 衛
同 岩 本 一 夫

監第108号

平成26年11月7日

（請求人）

（略）様

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香 積 衛
同 長 峯 德 衛
同 古 沢 時 衛
同 岩 本 一 夫

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成26年9月11日に受理した同月10日付け住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から平成26年9月10日付けで提出された請求書の内容

(内容は原文「請求の趣旨」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

請求の趣旨

- (1) 神奈川県は、測量士等への報酬料金等に係る源泉徴収漏れが、5,653万9,794円あったと、平成26年9月5日、発表した。
- (2) 県は、同額を、対象者194人に請求するという。しかし、問題は、上記額に対する不納付加算税約270万円と延滞税約185万円の合計約455万円（以下、「本件支出予定額」と、便宜上、呼ぶことにする。）を、誰が税務署に支払うのかであるが、記者発表資料を読む限りでは、県が負担するようである。
- (3) 私は、税金から約455万円が支出されることに、大きな疑問を感じる。
私は、県知事の職にある者が負担するか、徴収漏れに関係した職員が負担するべきであると考える。
- (4) もちろん、県職員も人間であるから、過ちを犯すことがあるのは当然で、それらすべてを責めるつもりは毛頭ない。しかし、本件事案は、毎年、定期的に行われる、単純な作業であると私は考える所以であるが、それは、記者発表資料2枚目の「源泉徴収漏れになった主な原因」（別紙では省略している）を見ても、その感を強くする。
- (5) 本件支出予定額は、相当な確実さをもって支出されると考えられるから、
 - ア 県の公金から、本件支出予定額の支出を差し止める、
 - イ 又は、本件支出予定額の支出により、県に損害が生じるから、県知事である者に対し、同額を県に返還させるよう命じること

2 請求人

氏名 (略)
住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

平成26年9月5日付け本県記者発表資料（「所得税等の源泉徴収漏れについて」）

第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、実際に受け付けた平成26年9月11日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 監査対象の背景

平成26年9月5日付けで本県が「所得税等の源泉徴収漏れについて」と

題する記者発表を行った。

この発表は、測量業務等の委託に当たって、相手方を法人と誤認したため所得税等の源泉徴収漏れが発生した事例が他県であったことから、横浜中税務署から適切に源泉徴収されているか自主的に点検するよう、本県に依頼があり、知事部局、教育委員会、各局委員会、警察本部及び企業庁の全586機関を調査した結果、判明した徴収漏れを公表したものである。依頼された調査の内容は、平成22年1月から平成26年7月までの間の①測量士、建築士及び土地家屋調査士等、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項第2号の報酬料金に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収、②給与等及び報酬料金等（上記①を除く）に係る復興特別所得税の源泉徴収、③交通用具使用者に係る通勤手当の非課税限度額を超える金額への課税についてである。

さらに、上記資料に誤りがあったことから同年10月8日開催の県議会の各常任委員会では、9月5日発表分に追加して所得税等の源泉徴収漏れについての状況が報告されている。

その状況は次のとおりである。

	区分	機関数	対象人数	件数	源泉徴収漏れ額 (単位:円)
安全防災局	既報告分	1	52	207	187,200
県民局	既報告分	2	4	13	931
	追加分	4	6	13	243,915
環境農政局	既報告分	1	3	5	321,877
保健福祉局	既報告分	7	56	88	539,147
産業労働局	既報告分	2	3	3	40,966
	追加分	1	5	7	43,397
国土整備局	既報告分	5	15	41	1,934,012
	追加分	4	18	43	11,630,975
地域県政総合センター	既報告分	2	19	74	32,968,916

教育委員会	既報告分	12	45	119	20,165,839
警察本部	既報告分	1	2	3	268,032
	追加分	1	5	17	10,280,187
企業庁	既報告分	2	3	3	112,874
	追加分	2	3	5	1,340,559
計	既報告分	35	202(194)	556	56,539,794
	追加分	12	37(32)	85	23,539,033
合 計		47(44)	239(215)	641	80,078,827

- ・計欄の（ ）内は実数
 - ・源泉徴収漏れ（既報告分）に伴う不納付加算税は約270万円、延滞税は約185万円が課税される見込み（本県試算）
 - ・源泉徴収漏れ（追加分）に伴う不納付加算税は約111万円、延滞税は約84万円が課税される見込み（本県試算）
- なお、本県では税務署からの課税通知を一部受理したが、上記延滞税及び不納付加算税を10月31日現在では納付していない。

（2）監査対象事項

上記（1）の相当の確実さをもって予測される延滞税及び不納付加算税の納付（以下「本件支出」という。）が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たるかを監査対象事項とし、さらに下記2（3）の陳述を踏まえ、予算執行職員等（法第243条の2第1項に規定する支出負担行為、支出命令又は支出負担行為に関する確認、支出又は支払等をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの）の損害賠償責任があるかについても監査対象事項とした。

2 請求人からの証拠若しくは陳述書の提出又は陳述

請求人からは法第242条第6項の規定に基づく新たな証拠の提出はなかつたが、陳述書の提出及び陳述を行った。

（1）平成26年9月26日付け陳述書の内容（内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

ア 本件455万円について

神奈川県が測量士等へ報酬等を支払う際、586機関中の35機関（6%）で、556件の所得税等の源泉徴収漏れがあり、その額が5,653万9,794円であったことから、不納付加算税約270万円と延滞税約185万円の合計約455万円を、県が横浜中税務署に納付しなければならなくなつたという。

私は、上記455万円は、県職員による法令違反という重大な過失の結果生じる支出であるから、徴収漏れに関与した職員が、応分の負担をすることによって対処するべきである、と考える。

イ 地方自治法243条の2等について

(ア) 報酬等の支払に当たっては、各機関において3～5名の職員が確認作業をした上で支払額が確定され、実際に支払われるものと考えられる。

ところが35機関では、確認手続きが形骸化していたものと思われ、総額455万円もの本来不要な支出義務が県に生じた事態は、看過できない。

(イ) 地方自治法243条の2第1項は、支払等を行う職員に法令違反があり、それが重大な過失である場合、当該職員は県に損害賠償をしなければならない旨を規定している。そして同2項は、複数の職員に責任がある場合には、責任の程度等に応じて、損害額を負担するべき旨を規定している。そうすると、本件では、当該35機関の職員で分担し、455万円を負担するべきである。

(ウ) 仮に職員に負担させないのであれば、知事が全額を負担するべきである。知事の支出命令がなければ、公金は支出されないのであるから（地方自治法232条の4第1項）、源泉徴収がされていないのに報酬が支払われたのは、結局、知事が法令違反を見逃し、支出命令をしたことになるからである。

ウ 結論

以上の次第で、455万円は、公金から支出するべきではない、と私は考える。

（2）平成26年9月29日付け陳述書（2）の内容（内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

ア 最高裁判所判決について

(ア) 最高裁判所第1小法廷判決（平成20年11月27日）は、静岡県教育委員会が退職した教職員の退職金から源泉徴収した所得税を、納入期限を1週間過ぎて国に納付したため、県に不納付加算税と延滞税が発生したという事案である。そして争点は、県教育委員会財政課長の職にあつた者に、予算執行職員ではない部下3名への監督責任を怠たる重大な過

失があったか否かであり、最高裁は重過失を否定した（判例時報2028号26ページ）。

(イ) 本件は、上記静岡県の事案（以下、別件という。）とは、重要な相異点があり、上記最高裁判決がそのまま当てはまるものではない、と私は考える。

a 別件は、職員が源泉徴収を適法に行い、国への納付期限まで2週間以上ある為、一旦、県の金庫に入れて保管していたのである。そして平成13年4月1日に着任した副主任が払出票を起案し、主任、課長補佐らが確認した上で財務課長が専決し、出納長に払出票を回付するはずであったところ、副主任が県企画部情報システム課から電子メールで送られてくる所得税集計表が見当たらない為、未だ送付されていないと早合点し、期限を過ぎて、誤りに気付いた。そして主任、課長補佐も平成13年4月1日に着任したばかりで、課長はその1年前に着任していたが、総勢26名の財務課において、課長は本件事務処理を副主任、主任、課長補佐にまかせていた状況下では、課長に、副主任らの過失について、監督責任を怠った重大な過失があるとは言えない、というのが最高裁の判断である。

b 一方、本件の場合、所得税等の源泉徴収が見落されていたこと、そうした過失が平成22年1月から平成26年7月までの間に、556件生じていたこと、県の586機関中35機関で未徴収が発生したこと、そして、徴収漏れの結果、県に455万円の本来不要な納税義務が生じたのであるから、徴収漏れに関与した職員一人一人の過失は軽微でも、556件の過失を合わせれば、重大な過失に相当する。

イ 結論

以上の次第で、本件においては、徴収漏れが生じた35機関はどこで、予算執行職員は誰かを明確にした上で、それらの職員が分担して455万円を負担するか、知事の地位にある人が全責任をとるべきである。

(3) 陳述の内容

請求人は、平成26年10月1日（水）午前9時15分から、神奈川県庁新庁舎2階の第一監査室において、監査委員に対する陳述を行った。

陳述の要旨は次のとおりであった。

本件は過去4年間にわたり、556件もの源泉徴収漏れがあった。その結果として神奈川県が税務署に455万円を罰金として支払わなければいけない事態が生じたというものである。

そこで私は、この455万円の数字を当然のこととして県の公金から支出するのが当然なのか、これについてはやはり一度立ち止まって考えてみる価値があるのではないかと考え、この監査請求を提起した次第である。

そこで地方自治法243条の2をみると、第1項の後半部分において次のような規定がある。県の職員が重大な過失を犯して法令違反をした結果、県に損害が生じたという場合においては、県の職員がその賠償責任を負う。そして第2項においては複数の職員に責任がある場合には複数の者がそれぞれ責任の大小等に応じて負担するべきであると規定されている。

そこで重大な過失、法令違反という2つが必要十分条件になっていると私は考える。

まず、法令違反のところはこれは問題ないと考える。徴収漏れ、源泉徴収漏れがあった、これは法令違反であろう。

問題は第2の重大な過失といえるか。単なる過失ではなくて、重大な過失といっている。そこで私は軽微な過失とは言えない、そうであれば、これは重大な過失と考えることも可能ではないかと考える次第である。

その理由はまず556件もの過失があった。徴収漏れがあった。過去4年半にわたってあった。県の35の部署において徴収漏れ、法令違反があった。結果として455万の罰金を税務署に払わなければならなくなってしまった。

この455万円というお金の額は決して小さな額ではない。一般の県民の感覚ではこれは非常に大きなお金である。

そこで、この重大な過失といえるか否かについて、つい先日、最高裁判所の判決に出会ったので、この点について一言感想を述べたい。

平成20年11月に言い渡された最高裁判所の判決で問題となったのは静岡県教育委員会、平成13年3月末に多数の教職員がいろんな事情で退職し、当然ながら退職金が支払われた。その退職金から所得税を源泉徴収を行った。しかし、その時期が平成13年4月20日過ぎだった。そして税務署に納付する期限が連休明けの5月10日だった。そこで2週間ばかり時間があると考えたのかどうか知らないが、一旦この源泉徴収したお金を県の金庫に入れてしまった。そして連休明けて税務署に納付しなければいけないというので出す手続にかかった。ところが、その事務を担当した副主任の職員がその出すための手続をするためにはパーソナルコンピュータを開いて県の情報システム室から送られてくる、ある情報を見なければいけなかった。ところが、パーソナルコンピュータを見るとまだその情報が見つからない。そこでその副主任の職員がまだ送られてきていないものと早合点してしまった。実はその2日前か、3日前とは知らないけども、別の職員がそれを聞いて見てしまった。するとその情報システムはどういう理由かは知らないが、一旦開いたらその翌日には消えてしまうことになっていたらしい。しかし、それをこの副主任も誰も知らなかった。まだ来ていないものと早合点して次の日にでもと思っていた時に、この5月10日の期限を見過ごしてしまった。そしてこの2、3日経ったところで気がついて処理をしたのであるけれども、遅かったと。その結果、税務署から2,900万円くらい罰金を取られてしまっ

た。そこで静岡のオンブズマンかが、これおかしいじゃないかと、県が公金から2,900万円を出すのはおかしいと言って、この財政課の一番上の課長の職にある者の責任を問うたと、こういう事案であろうという風に私は理解している。

そして私にとって驚きだったのは、東京高等裁判所がこの課長の重大な過失を認めてしまったという事実である。そして最終的には最高裁判所がそれを破棄したと、まあいろんな事情を考えて重大な過失とまではみないというものであったという風に私は理解している。

さて、そこで、この神奈川県の本件にこの最高裁判所の判例を当てはめて考える時に、結論をそのまま当てはめることが妥当なのか、いくつか疑問を感じる。

それは本件の神奈川県の問題の場合、556件もの徴収漏れがあったという事実である。一つ一つの徴収漏れに関わった一人一人の職員の過失は軽微であったと言えるかもしれない。

しかし、それが550も積もり重なると、やはりこれは軽微なものということはないのではないかと、そして結果として455万円の罰金という額も大きな額であるから軽微な過失といえないのではないかと考えて、私は全体として重大な過失があったということにもなりうるのではないかと、そこで全くの憶測だが、神奈川県においても測量士や土地家屋調査士に仕事をしてもらって報酬を払うと、そしてその額を決めて払う時には、やはり何人かの職員で確認作業をした上で最終的に支払うんだと思う訳である。そういう時に4年半もの間、35の部署において誰も気がつかなかつたのか、この書類を確認していく作業というのが形骸化していたのではないか、書類が回ってきたから判について次に回したという状況がひょっとしたらあったのではないかということも感じる。いずれにしても、私は一人の県民として、455万円を県が支払うことは受け止めがたいところがある。

陳述後に監査委員が陳述内容の確認を求め、請求人が補足した陳述の要旨は次のとおりである。

- （請求書記載の「支出の差し止め」の趣旨は、本来過失があった県の職員が支払うべきで県は払うべきではないとして支出の差し止めを求めるに理解してよいかとの確認に対し、）はい。
- （請求書では知事であるものが県に返還するよう記載しているが、今回の陳述により、県の職員に対しても返還せよとの主張を追加すると理解してよいかとの確認に対し、）そうである。
- （請求の趣旨は、重過失がある職員に対して県は損害賠償を求め、その損害賠償を求めないのであれば、それを知事が代わって払うべきであると整理してよいかとの確認に対し、）そうである。
- （陳述書(2)の「徴収漏れに関与した職員一人一人の過失は軽微でも、

556件の過失を合わせれば、重大な過失に相当する。」との記載の趣旨の確認に対し、）特定の職員が関わったこの徴収漏れが明らかな過失で、誰が見ても過失であるものが含まれているのか、あるいは556件が全て同じような思い込みか、法人か個人か難しかったとか、見分けるのが難しかったのが556件平均的にあったのか分からない中で発表資料から分かることは、35部署、556件徴収漏れの結果として455万円の不納付（加算）税として税務署に払わなければいけない、という限られた情報の中で一体誰が455万円を負担するべきなのか考えたときに556件に関わった職員に地方自治法243条の2の第1項の重大な過失があった可能性もある。

556件の徴収漏れ全てが軽微なのか認識しようにも実態が分からないから何とも言い難い。結論として556件は多すぎる、そして455万円の罰金額も大きな額となれば、全体としてみれば、重大な過失にあたるのではないか。

- （税法上の仮装隠蔽（理解しているながら行為を行ってしまったこと）として重大な過失と捉えているのかとの確認に対し、）税法でこうなっているのは、知らない。
- （重過失の場合は加算税が35%、通常は10%、今回の県は5%というのは実質的に自主的に計算して納めたということで、税法上だと軽微だと解釈されることへの理解についての確認に対し、）県の試算で延滞税、不納付加算税がどういう風に出たのか把握していないから、自主的に気がついたから低いところで試算したらこういう額が出るということなのかもしれない。

もちろん私は積極的に納税しないために隠したなどとは思っていない。ただ思うのはこの額の大きさと件数の多さで、（県が）今回特別に改めて調べてみた結果分かったが、それをやらなければ、延々と徴収漏れが分からないまま続いている可能性は十分ある。

もう一つ、発表資料、新聞記事がきっかけとなって分かった情報からのみ判断すると、（当局の対応を）当然のこととして受け止めることは躊躇する。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所は源泉徴収漏れが発生した44所属のうち、延滞税なし不納付加算税を納付する見込みのある20所属であるが、状況が多岐にわたるため、延滞税等の納付見込額が多い所属を中心に本庁機関7所属（安全防災局くらし安全交通課、保健福祉局障害福祉課、障害サービス課、教育委員会財務課、まなびや計画推進課、警察本部施設課及び企業庁財産管理課）及び出先機関5所属（厚木土木事務所津久井治水センター、県西土木事務所、住宅営繕事務所、県央地域県政総合センター及び企業庁相模川水系ダム管理事務所）計12所属を選定し、事業課以外が経理を担当している場合は経理

担当課も同席の上、平成26年10月20日(月)から同月21日(火)まで第一監査室ないし各所属において、職員調査を実施した。

また、上記第4の1(1)に掲げる記者発表資料及び各常任委員会資料の取りまとめ事務及び、知事部局、教育委員会、各局委員会及び警察本部の本庁機関において源泉徴収した所得税等の納付事務を所管する会計局会計課に対しては、同月3日(金)、企業庁の本庁機関において源泉徴収した所得税等の納付事務を所管する企業庁会計課に対しては、同月20日(月)に職員調査を実施した。

なお、会計局会計課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 違法又は不当支出との請求者の主張に対する見解

ア 本請求の対象となる県の行為について

本請求の対象となる県の行為は、今後県が各税務署に納付する延滞税及び不納付加算税の支出である。

イ 請求1「公金から本件支出予定額の支出を差し止める」について

所得税法第221条（源泉徴収に係る所得税の徴収）では、所得税法第204条（源泉徴収義務）の規定により、所得税を源泉徴収して納付すべき義務者がその所得税を納付しなかった場合は、税務署長は、その所得税をその者から徴収する旨規定されている。

また、延滞税については、国税通則法第60条（延滞税）で源泉徴収義務者が源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないときは、延滞税を納付しなければならない旨規定されており、不納付加算税については、国税通則法第67条（不納付加算税）で、源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかった場合には、税務署長は、源泉徴収義務者から不納付加算税を徴収する旨規定されている。

源泉徴収義務者である県知事又は各所長等は、調査により所得税の源泉徴収漏れが判明した場合、所轄の税務署による国税の徴収権行使の有無にかかわらず、延滞税及び不納付加算税を納付すべき法律上の義務がある。

よって、本件延滞税及び不納付加算税を支出することは、所得税法及び国税通則法の法律で定められている義務を履行するためであり、逆にその支出を差し止めることは法違反を強いることとなる。

以上のことから、県から各税務署への延滞税及び不納付加算税の支払は適法な行為であるため、差し止めることはできない。

ウ 請求2「又は、本件支出予定額の支出により、県に損害が生じるから、県知事である者に対し、同額を県に返還させるよう命じること」について

延滞税及び不納付加算税の支出は適法であるため、延滞税及び不納付加算税の支出を理由に県知事である者に対し、返還請求をすることはできない。

第5 監査の結果

1 認定した事実

(1) 所得税等の源泉徴収制度の概要

ア 所得税等の源泉徴収制度の概要

「源泉徴収のあらまし」(国税庁)によれば、所得税法に規定されている所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されている。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するものであり、所得税法第221条の規定により、所得税を源泉徴収して納付する義務を負っている者(源泉徴収義務者)が当該所得税を納付しなかったときは、税務署長は、当該所得税を源泉徴収義務者から徴収すると定められている。

また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)(以下「復興財確法」という。)で制定された復興特別所得税においても、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されている。

この源泉徴収制度により徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みになっている。

イ 源泉徴収の対象とされる所得

所得税法及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)では居住者(所得税法第2条第1項第3号に規定する国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。)の源泉徴収の対象とされる所得の主なものは次のとおり定められている。

- (ア) 利子等(公社債及び預貯金の利子等)
- (イ) 配当等(法人から受ける剰余金の配当、利益の配当等)
- (ウ) 給与等(俸給、給料、賃金、歳費、賞与等)
- (エ) 退職手当等(退職手当、一時恩給等)
- (オ) 公的年金等(国民年金法、厚生年金保険法等に基づく年金等)
- (カ) 報酬・料金等((ウ)又は(エ)に該当するものを除く)
 - a 原稿料、デザイン料、講演料等
 - b 弁護士、公認会計士、土地家屋調査士、測量士、建築士、不動産鑑定士等

定土等の報酬・料金 等

ウ 源泉徴収をした所得税等の納付の手続

所得税法第220条、同法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第80条、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の10の11第6項、第25条の10の13第13項、第26条の10第1項、国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条第1項、復興財確法第28条第5項、復興特別所得税に関する省令（平成24年財務省令第6号）第6条の規定に基づき、源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、その合計額を国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して納付するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付する。

エ 源泉徴収をした所得税等の法定納期限

所得税法第181条等の規定により源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに併せて納付しなければならない。

なお、国税通則法第10条第2項、同施行令（昭和37年政令第135号）第2条第2項の規定により、この納期限の日が、日曜日、祝日などの休日や土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となる。

オ 源泉徴収をした所得税等を納期限までに納付しない場合の扱い

（ア）源泉徴収をした所得税等

所得税法第221条、復興財確法第28条第5項及び国税通則法第36条第1項第2号の規定により、源泉徴収義務者が所得税及び復興特別所得税を納付しなかったときは、税務署長は、源泉徴収義務者から納税告知により徴収する。

なお、所得税法第222条及び復興財確法第28条第5項の規定により、源泉徴収義務者は、源泉徴収をしていなかった部分の金額をその後の支払分から控除するか又は受給者に支払いを請求することができる。

（イ）延滞税及び不納付加算税

国税通則法第60条及び第61条の規定により、源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を法定納期限までに完納しないときは、法定納期限の翌日から完納するまでの期間分について延滞税を課税される。但し、自主的な納付の場合、法定納期限から1年間分のみ（1年未満のときは完納するまで）課税される。

また、同法第67条の規定により、源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を法定納期限までに完納しなかったときは、税額の10%の不納付加算税を課税される。但し、自主的な納付の場合、延滞税とは異なり期間にかかわらず税額の5%の不納付加算税を課税される。

なお、延滞税及び不納付加算税は同法第118条及び第119条の規定

により、その計算の基礎となる税額の1万円未満の端数を切り捨て、その税額の全額が1万円未満であるときは、全額を切り捨て、延滞税及び不納付加算税の確定金額は、百円未満の端数を切り捨て、確定金額の全額が千円(不納付加算税は五千円)未満であれば、その全額を切り捨てる。

力 国税の徴収権の消滅時効

国税の徴収を目的とする国の権利は、国税通則法第72条の規定により、その国税の法定納期限から5年間行使しないことによって時効により消滅する。

(2) 本県における源泉徴収の取扱い

ア 源泉徴収に関する処理基準

源泉徴収の必要性等を含めた判断について所得税法や関係法令等で定められているため、本県独自の処理基準は定めていない。

よって各所属が判断に迷う場合には「源泉徴収のあらまし」(国税庁)や国税庁ホームページ掲載のタックスアンサー等で確認するほか、所管税務署や国税庁に電話等で問い合わせている。

一方、源泉徴収された所得税等の支払事務を処理するため、税額の確認等について、出納員が書類を審査する際のチェックポイントである「会計事務のチェックポイント(平成17年5月出納局指導課)」、「出納員審査マニュアル(本庁用)(平成26年5月会計局指導課)」及び「出納員審査マニュアル(出先機関用)(平成26年5月会計局指導課)」や、「会計事務の手引(平成26年4月改訂)」、「審査事務の手引(平成12年3月)」、「経理担当者ハンドブック(本庁用)(平成26年4月会計局指導課)」や「会計事務事例集(平成26年5月会計局会計課)」がそれぞれ作成され、庁内に配布等されている。

また、知事、副知事、常勤の監査委員、特別職の秘書及び一般職の職員(非常勤職員を除く。)に支給する給与に関する所得税の源泉徴収事務の取扱いを定めた「職員の所得税徴収事務取扱要綱(平成18年4月1日施行)」が制定されている。

イ 源泉徴収に関する府内向け通知等

平成25年1月開始の復興特別所得税制度に係る平成24年12月17日付け「【関係所属向け】平成25年1月以降に支払う委員報酬、講師謝礼金等の源泉徴収事務について」、平成24年12月21日付け「【関係所属向け】平成25年1月以降に支払う委員報酬、講師謝礼金等の源泉徴収事務について(訂正と補足)」、「マンスリー会計通信/N.58(平成25年1月号)」、平成25年1月24日付け「【関係所属向け】委員報酬、講師謝礼金等に係る復興特別所得税の源泉徴収にかかる注意事項について」や、税額表の適用等に係る平成26年3月12日付け「附属機関の委員等報酬等に係る源泉徴収事務について」や、平成18年12月21日付け「日々雇用職員の給与等にかかる源泉徴収税額について」等を会計局(日々雇用職員の給与は人

材課)がグループウェアを用いるなどして庁内に通知している。

また、会計局が実施する会計担当者向け研修に当たり、源泉徴収に関しては歳計外現金を中心とした内容の資料を作成し、平成25年度には「新任出納員職務研修(平成25年4月実施)」、「出納員等実務研修(平成25年11月実施)」、「新任会計担当者職務研修(平成25年4月実施)」や「会計事務随時研修(平成25年9月~10月実施)」を実施している。

なお、知事部局等では各所属の担当者のうち、一部が税額算定表の独自様式を作成している程度で大半は独自の手順マニュアル等を特に作成していないかった。

企業庁は、知事部局等と別会計(企業会計)であるものの、会計局等がグループウェアに掲載した源泉徴収に関する通知等を参考としている。

ウ 知事部局、教育委員会、各局委員会及び警察本部における支出手続

(ア) 源泉徴収(控除)の手続

神奈川県財務規則(以下「財務規則」という。)第72条第5項及び第112条第1項の規定により、所属の会計事務担当者が個人事業主等に支払うため、支出命令額、源泉徴収(控除)する所得税等の額(控除額)である控除内訳額を記載(入力)した支出命令票(執行伺票兼支出命令票)を起案し、支出命令権者の決裁を受けた後に会計管理者又は所管の出納員の審査を受け、支出する。控除した所得税等は、財務規則第110条に定める歳計外現金(県の所有に属さない現金で、法令等の規定により県が一時的に保管する現金をいう。)に受け入れる。

このほか、資金前渡(口座振込ではなく、現金で支払うことを指す。)の場合、支出命令時には所得税を控除せず、全額を交付された前渡金受領職員が個人事業主等に謝金等を現金で支払う際に所得税等を控除し、歳計外現金に納付書で受け入れるが、源泉徴収した所得税等を歳計外現金に受け入れずに直接税務署に支払うこともできる。

なお、事業課以外が経理を担当している場合は事業課が源泉徴収する所得税等の額を計算して記載した歳出予算執行依頼書を作成し、支出命令票の起票を経理担当課に依頼することが多い。但し、警察本部の本庁機関では支出命令票の入力までは事業課が行う。

また、かながわ電子入札共同システムで蓄積している法人か個人かの情報は支出の部分では会計管理システムと連動していない。

(イ) 納税の手続

源泉徴収した所得税等は歳計外現金に受け入れた後、当該所得税等を謝金等の支払月の原則翌月10日に歳計外現金から払い出し、本庁機関については会計局会計課、出先機関については各所属が所轄の税務署(国)に納付する。

エ 企業庁における支出手続

企業庁においては、独自に財務会計システムを導入しているが、知事部

局等と同様の源泉徴収に係る支出手続を行っている。

(3) 本件源泉徴収漏れの発生した理由

会計局が取りまとめた分類別の件数及び金額は次のとおりである。

分類	件数	金額(単位：円)
測量士、建築士、土地鑑定士、不動産鑑定士、弁護士等に対する支払	475	79,616,148
個人事業者を法人と誤認	86	18,134,872
経費名・節名から該当しないと誤認	385	61,478,999
復興特別所得税の徴収漏れ	4	2,277
復興特別所得税の徴収漏れ（上記を除く）	163	462,499
非常勤職員報酬等	33	5,924
講師謝金、原稿料等	130	456,575
交通用具使用者の通勤手当	3	180
合計	641	80,078,827

この分類の別に源泉徴収を漏らした状況を整理すると次のとおりであった。

ア 測量士、建築士、不動産鑑定士、弁護士等に対する支払

源泉徴収に関しては前記のとおり、庁内向けに通知等が発出されているが、復興特別所得税の制定を除けば、支払手続の内容であり、通常、職員が執務で参考とする庁内向けグループウェアには、どのようなものが「報酬・料金等」に該当するのか何ら示されていなかった。

また、所属の中には、源泉徴収について問い合わせても税務署の担当者によって回答が異なる場合がある、国税庁ホームページのタックスアンサーと税務署担当者の見解が異なることがあるなどと説明するところもあった。

この状況下で、次のような誤解に基づいて源泉徴収事務を行っていることから、徴収漏れが生じていた。

(ア) 報酬が源泉徴収の対象であることは理解していたが、委託料については、消費税を支払う必要があることから源泉徴収する必要はない誤解

していたり、工事請負と同様に源泉徴収する必要はない誤解していた。

- (イ) 委託料であっても、個人に対する支払は源泉徴収する必要があることは理解していたが、支払先の土地家屋調査士が他に測量会社を経営していることから法人と誤認したり、請求書に屋号(例：〇〇建築土事務所)や「代表」の記載があることから法人と誤認していたり、複数人を雇用している事業主は源泉徴収になじまないと誤解していた。
- (ウ) 所得税基本通達204-14(設計等とその施工の対価を一括して支払う場合)により、建築士の業務と建築の請負を併せて行わせる場合には建築士の業務相当分が極めて少額であれば源泉徴収しなくて差し支えない、とされているのを、複数の建築士が業務を行う場合に代表する建築士個人(請求先)の実収入となる委託料が少額の場合にも適用があると誤解していた。

- (エ) 単なる紹介を行う程度の司会者等の謝金については講師と異なり、源泉徴収する必要がない、とされているのを、演習形式の研修において進行的役割を果たす者(ファシリテータ)にも適用があると誤解していた。

イ 復興特別所得税の徴収漏れ

平成25年1月の復興特別所得税の制定直後には、源泉徴収を漏らした所属があったものの、個々の源泉徴収漏れ額は極めて少額であり、監査委員の指摘や会計局の指導等が周知されたことなどにより、その後は適正に源泉徴収していた。

ウ 交通用具使用者の通勤手当

源泉徴収漏れ額は極めて少額であり、延滞税ないし不納付加算税の課税は見込まれないことから、本件監査の対象外である。

(4) 国や他自治体における源泉徴収漏れの状況

平成26年10月31日現在で把握している国や他自治体における源泉徴収漏れの状況は次のとおりである。なお、国税庁が現在、全国の地方公共団体に対し、自主調査を依頼しており、今後団体数は増える可能性がある。

また、今回の自主調査以前に本県では国税庁から同様の自主調査依頼や指導を受けたことはなかった。

ア 国

熊本国税局、広島国税局、金沢国税局、札幌国税局(平成22年2月記者発表)

イ 他都道府県

大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、群馬県、愛知県、富山県、島根県、佐賀県、長崎県、宮崎県(平成24年6月～平成26年10月記者発表)

ウ 県内市町村

横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、藤沢市、秦野市、厚木市、大和市、小田原市、大磯町、二宮町、寒川町(平成26年7月～10月記者発表)

2 判断の理由

本件監査請求は、平成26年9月5日付け本県記者発表に係る所得税等の源泉徴収漏れについて、本件支出が法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たり、源泉徴収漏れの件数が多く、延滞税及び不納付加算税の金額が多額であることから全体として法第243条の2に規定する重大な過失があることが推認されるとして延滞税及び不納付加算税の支出を差し止めるか、又は、既に延滞税等を支出した場合は源泉徴収漏れに關わった職員又は神奈川県知事（以下「知事」という。）の職にある者に対し、損害賠償請求をするよう、知事に命ずることを求めているものと認められる。

そこで、本件支出の違法性や職員の賠償責任について上記の認定した事實を踏まえ、次のとおり判断を行った。

（1）本件支出の違法性について

所得税法第221条及び復興財確法第28条第5項の規定により、源泉徴収義務者が源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を納付しなかったときは、税務署長は、当該所得税等を源泉徴収義務者から徴収する旨定められている。

また、延滞税については、国税通則法第60条の規定により、納税者は源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないときは延滞税を納付しなければならないと定められており、不納付加算税については、同法第67条の規定により、源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長は不納付加算税を徴収する旨定められている。

したがって、判明した所得税等の源泉徴収漏れについて、源泉徴収漏れにかかる所得税等とそれに伴う延滞税及び不納付加算税を納付すべき法律上の義務が本県にあるため、本件支出に違法性は認められない。

（2）本件支出に対する職員の賠償責任について

ア 法の規定等

本件源泉徴収漏れに伴い延滞税及び不納付加算税を課税されることに關係した予算執行職員等が法第243条の2第1項の規定により、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないとされており、本件支出を本県の損害ととらえ職員に賠償を求める場合は、本件支出の原因行為である所得税等の源泉徴収漏れが、故意又は重大な過失に当たるかどうかが判断の基準になる。また、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条では、法第243条の2の規定を準用している。

最高裁判所昭和61年2月27日第一小法廷判決では、法第243条の2の趣旨は、予算執行職員等の職務の特殊性に鑑みて、支出負担行為等に起因する当該地方公共団体の損害に対する同職員等の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生の要

件及び責任の範囲を限定して、同職員等がその職務を行うに当たり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮するとともに、同職員等の行為により地方公共団体が損害を被った場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補填が図られるように、当該地方公共団体を統轄する長に対し、賠償命令の権限を付与したものであるとされている。

イ 故意

法令用語で「故意」とは、自分の行為から一定の結果が生じることを知りながら、あえてその行為をすることをいう。

ウ 重大な過失

法第243条の2で規定する「重大な過失」については、松本英昭著「逐条地方自治法第6次改訂版」によると、「はなはだしく注意義務を欠くことをいい、物又は事務を管理するに当たり当該職業又は地位にある人にとって普通に要求される程度の注意義務を怠ることを示す軽過失に対するものである」とされている。また、最高裁判所昭和32年7月9日第三小法廷判決では、「重大な過失」とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い、著しい注意欠如の状態を指すもの」とされている。

エ 故意又は重大な過失の有無

今回の所得税等の源泉徴収漏れの原因は、上記のとおり源泉徴収の対象となる「報酬・料金等」にどのようなものが該当するかが、通常、職員が執務で参考とする庁内向けグループウェアには何ら示されていなかったことなどを背景として生じていることによるものである。

また、源泉徴収制度が複雑かつ難解なことは、税務署の担当者によって見解が分かれる場合があることや、国税の徴収を行う国税局でも複数の所属で源泉徴収漏れが発生し、他の自治体でも多数の源泉徴収漏れが発生していることからも認められ、税務署から今回の事案同様の内容について具体的な指導等を従来受けていなかったことからも、予算執行職員等が源泉徴収を怠っていたことが著しい注意不足によるものとはいえないことから、予算執行職員等に故意又は重大な過失があったとまではいえない。

3 結論

以上のことから、請求人が求めている、本県の負担による本件支出を差し止めるよう知事に命ずることには理由がない。

また、請求人が求めている、本件支出について予算執行職員等又は知事である者に損害賠償請求をするよう知事に命ずることにも理由がない。